

② 公共建築工事積算基準
(平成 2 8 年 1 2 月版)

公共建築工事積算基準

(目的)

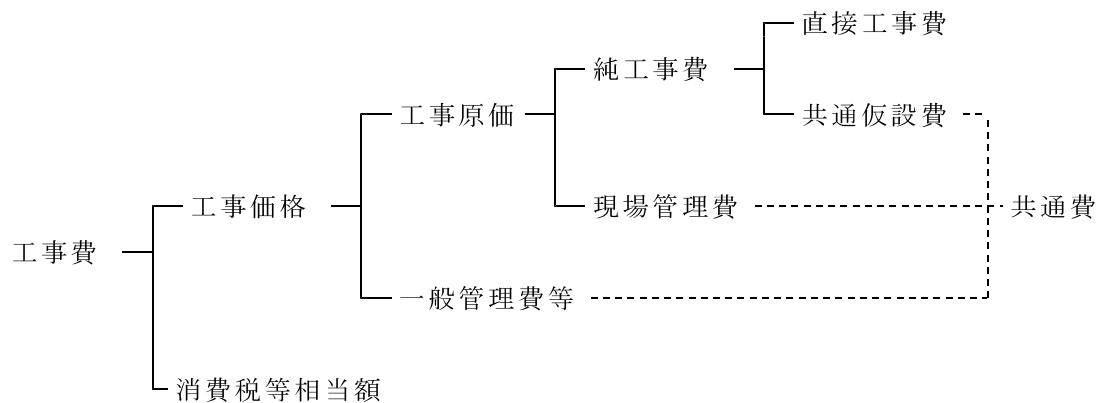
第1 この基準は、公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(工事費の種別及び区分)

第2 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

(工事費の構成)

第3 工事費の構成は、次のとおりとする。



(工事費内訳書)

第4 工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」による。

(直接工事費)

第5 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

(1) 算定の方法

算定の方法は、次のイからハによる。

- イ 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。
- ロ 単位施工あたりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。
- ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(2) 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。

(3) 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。

(共通費)

第6 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「公共建築工事共通費積算基準」の定めによる。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

(消費税等相当額)

第7 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

(設計変更における工事費)

第8 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

③ 公共建築工事共通費積算基準
(令和 6 年改定)

公共建築工事共通費積算基準

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表－1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用

施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税，都道府県民税，市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

２ 共通仮設費の算定

(1) 共通仮設費は、表－１の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。
ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。

(2) 共通仮設費率は、別表－１から別表－７によるものとする。
なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－５及び表－６とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。

- ・現場環境改善費
- ・工事場所以外の屋外整理清掃費
- ・新たな施策等の試行による特別な費用

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なもの費用

(4) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

(5) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

3 現場管理費の算定

(1) 現場管理費は、表－2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。

(2) 現場管理費率は、別表－8から別表－14によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。

(3) 現場管理費率に含まれる内容は表－2による。

(4) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

(5) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

4 一般管理費等の算定

- (1) 一般管理費等は、表－3及び表－4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。
- (2) 一般管理費等率は、別表－15から別表－17による。
- (3) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。
- (4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。

別表－１ 共通仮設費率（新築建築工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注２・３) Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－２ 共通仮設費率（改修建築工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注２・３) Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－３ 共通仮設費率（新築電気設備工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注２・３) Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－４ 共通仮設費率（改修電気設備工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注２・３) Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－５ 共通仮設費率（新営機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－６ 共通仮設費率（改修機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－７ 共通仮設費率（昇降機設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $5,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 500,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－８ 現場管理費率（新営建築工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e Np + 0.831 \times \log_e T)$ (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－ 9 現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T) \quad (\text{注2・3})$ Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－ 10 現場管理費率（新営電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T) \quad (\text{注2・3})$ Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－ 11 現場管理費率（改修電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T) \quad (\text{注2・3})$ Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－ 12 現場管理費率（新営機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T) \quad (\text{注2・3})$ Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－１３ 現場管理費率（改修機械設備工事）

現場管理費率 (注１)	$J_o = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ J_o : 現場管理費率 (%) (注４) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注１) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp}(\quad)$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 3,000 (千円) $\leq N_p \leq$ 1,000,000 (千円) (注４) J_o の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１４ 現場管理費率（昇降機設備工事）

現場管理費率 (注１)	$J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ J_o : 現場管理費率 (%) (注４) N_p : 純工事費 (千円)
(注１) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp}(\quad)$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 5,000 (千円) $\leq N_p \leq$ 500,000 (千円) (注４) J_o の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１５ 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	５百万円以下	５百万円を超え３０億円以下	３０億円を超える
一般管理費等率	１７．２４％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．４３％
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円) 注１． G_p の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。			

別表－１６ 一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	３百万円以下	３百万円を超え２０億円以下	２０億円を超える
一般管理費等率	１７．４９％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．０６％
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円) 注１． G_p の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。			

別表－17 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 2 0 億円以下	2 0 億円を超える
一般管理費等率	1 6 . 6 8 %	一般管理費等率算定式により算定された率	8 . 0 7 %
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p：一般管理費等率（％） C_p：工事原価（千円） 注1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

④ 公共建築工事標準単価積算基準（抜粋）
（令和 6 年改定）

第1編 総 則

1 基本的事項

この基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。

2 単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については次による。

(1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。

イ. 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

ロ. 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

ハ. 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

ニ. 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

ホ. その他

「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表2参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

(3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第2編～第4編に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

（４）上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。

３ 歩掛り

「２ 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、第２編～第４編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。なお、歩掛りにおける構成については次による。

（１）材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

（２）労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

（３）機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

（４）その他

「その他」は、表３－１－１～３の工種ごとの率による。

４ 単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、第２編～第５編によるほか次による。

- （１）材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
- （２）製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。
- （３）施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- （４）材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- （５）材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。
- （６）製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する書式は、「公共建築工事見積標準書式」によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。

５ 設計変更時の取扱い

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

表2 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。 現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。	
現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

表3- 1 - 1 建築工事

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
建 築 工 事	仮 設	20～30%	労、雑	
	土 工	20～30%	労、雑	
	地 業	20～30%	労、雑	
	鉄 筋	20～30%	労、雑	
	コンクリート	20～30%	労、雑	
	型 枠	18～26%	材、労、雑	
	鉄 骨	20～30%	労、雑	
	既製コンクリート	15～23%	材、労	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防 水	15～23%	材、労、雑	
	石	16～24%	労	
	タイル	16～24%	材、労	材にセメント、細骨材は含めない
	木 工	20～30%	労	
	屋根及びとい	15～23%	材、労、雑	
	金 属	16～24%	材、労	
	左 官	19～27%	労	
	建 具建具取付	16～24%	労	
	建 具ガラス	15～23%	材、労	
	塗 装	18～26%	材、労、雑	
	内外装	15～23%	材、労、雑	材にセメント、細骨材は含めない
	仕上ユニット	20～30%	労	
	排水	18～26%	材、労、雑	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない
	構内舗装	18～26%	材、労、雑	
	植栽樹木費以外	18～26%	材、労、雑	材に芝を含む
	植栽樹木費	上記決定率×0.7	材	材に地被類を含む
	撤 去	20～30%	労、雑	
	外 壁 改 修	20～30%	労	
	とりこわし	20～30%	労、雑	

- 注 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処置を含むものとする。
3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表3- 1 - 2 電気設備工事

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
電 気 設 備 工 事	配管工事	20～30%	労	
	配線工事	20～30%	労	
	接地工事	20～30%	労	
	塗装工事	18～26%	材、労、雑	
	機器搬入	20～30%	労、雑	
	電灯設備	20～30%	労	
	動力設備	19～27%	労	
	雷保護設備	20～30%	労	
	受変電設備	19～27%	労	
	電力貯蔵設備	19～27%	労	
	架空線路	20～30%	労	
	地中線路	20～30%	労	
	構内交換設備	19～27%	労	
	情報表示・拡声設備	19～27%	労	
	誘導支援設備	19～27%	労	
	テレビ共同受信設備	19～27%	労	
	監視カメラ設備	19～27%	労	
	火災報知設備	19～27%	労	
	撤去	20～30%	労	
	機器搬出	20～30%	労、雑	
	はつり工事	20～30%	労	

（注）1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表3- 1 - 3 機械設備工事

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
機 械 設 備 工 事	各種配管工事	20～30%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管附属品	19～27%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、 水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	18～26%	材、労、雑	
	塗装工事	18～26%	材、労、雑	
	機器搬入	20～30%	労、雑	
	総合調整	20～30%	労	
	空調調和機器	19～27%	労	ボイラー、冷凍機、空調調和機、 ポンプ、送風機等
	ダクト工事	16～24%	材、労、雑	
	ダクト附属品	19～27%	労	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト附属品 (たわみ継手)	18～26%	材、労	
	自動制御設備	19～27%	労	労務費には自動制御機器調整費を 含む
	衛生器具	20～30%	労	
	衛生機器	19～27%	労	タンク、ポンプ、厨房器具、 湯沸器、消火器具類等
	桧	19～27%	労	ため桧、インパート桧、弁桧類等
	撤去	20～30%	労	
	配管分岐・切断	20～30%	労	複合単価分は対象外
	機器搬出	20～30%	労、雑	
	はつり工事	20～30%	労	
	ダクト端部閉塞	16～24%	材、労	
	インパート改修	19～27%	労	

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。